

新	旧	備考
<p>海外事業資金貸付保険運用規程</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00054 沿革 (略)</p> <p><u>令和8年3月2日 一部改正</u></p>	<p>海外事業資金貸付保険運用規程</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00054 沿革 (略)</p>	
<p>第8条 <u>削除</u></p>	<p><u>(外貨建対応特約の対象要件)</u></p> <p>第8条 海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険外貨建対応方式特約書(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00063)又は海外事業資金貸付(保証債務)保険外貨建対応方式特約書(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00064)の対象となる外貨は、貿易保険の保険料率等に関する規程(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070。以下「<u>保険料率等規程</u>」という。)別表第6(2)に掲げる外貨とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条各号のいずれかに該当する外国人がアセアン諸国又は日本政府との間で経済連携協定を締結した国若しくは当該協定の締結に向けた取組を行っている国において発行する現地通貨建て債券に係る債務を保証する当該本邦法人又は本邦人以外の本邦法人又は本邦人が被保険者となる場合にあっては、外貨建対応方式の対象となる外貨は、当該債券を発行する国の通貨とする(ただし、<u>保険料率等規程別表第6(2)に掲げる外貨に限る。</u>)。</p>	
<p>(保険料算定における期間計算の取扱い)</p> <p>第10条 保険契約締結日が第1回の資金貸付を行った日(以下この条において「貸付実行日」という。)の翌日以降となる場合の<u>貿易保険の保険料率等に関する規程(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070。以下「<u>保険料率等規程</u>」という。)</u> II [10] 1(3)の規定の適用に当たっては、次の各号のとおりとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、<u>貿易代金貸付保険、海外事業資金貸付保険及びスワップ取引保険を対象とする定型特約に係る取扱い(令和8年3月2日 26 - 制度 - 00008)に規定する</u>リボルビング・クレジット・</p>	<p>(保険料算定における期間計算の取扱い)</p> <p>第10条 保険契約締結日が第1回の資金貸付を行った日(以下この条において「貸付実行日」という。)の翌日以降となる場合の<u>保険料率等規程 II [10] 1(3)の規定の適用に当たっては、次の各号のとおりとする。</u></p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、<u>リボルビング・クレジット・ファシリティ特約(第20条第1項で定義された意味を有する。以下同じ。)</u>が付されている場合は適用しない。</p>	

<p>ファシリティ特約（以下「<u>リボルビング・クレジット・ファシリティ特約</u>」という。）が付されている場合は適用しない。</p>		
	<p><u>（リボルビング・クレジット・ファシリティ特約の取扱いについて）</u> <u>第20条 極度枠型融資に該当する海外事業資金貸付金債権等の取得に係る海外事業資金貸付保険を引き受ける場合にあっては、保険証券に特約（以下「リボルビング・クレジット・ファシリティ特約」という。）を付すものとする。</u> <u>2 前項の規定によりリボルビング・クレジット・ファシリティ特約を付した海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険における取扱いは次の各号のとおりとする。</u> <u>一 保険料率等規程Ⅱ [10] 1に規定する平均RCF残高とは、貸付実行可能期間開始日等（資金貸付の実行可能期間（貸付契約に基づき被保険者が海外事業資金貸付の相手方に対して貸付義務を負う期間をいう。以下同じ。）の開始日又は保険契約締結日のうち、いずれか遅い日をいう。以下同じ。）から起算して貸付実行可能期間終了日等（資金貸付の実行可能期間の終了日又は最終の償還期限のうち、いずれか遅い日をいう。以下同じ。）までの期間における毎日の元本の残高（延滞債権については、当該債権に係る償還期限以降の元本の残高を除く。以下本号において「元本残高」という。）の合計額を当該期間の日数で除した額をいう。ただし、保険契約の締結時又は保険契約の変更時において、貸付実行可能期間開始日等、貸付実行可能期間終了日等又は元本残高の額が未確定な場合にあっては、次に定める日又は金額をもって本号本文の計算を行うものとする。</u> <u>イ 貸付実行可能期間開始日等及び貸付実行可能期間終了日等は、保険契約の締結時又は保険契約の変更時において予定される日とする。</u> <u>ロ 元本残高の額は、貸付契約において定められる極度枠の額に40%を乗じた額とする。</u> <u>二 保険料率等規程Ⅱ [10] 1 (3)の規定の適用に当たっては、貸付実行可能期間開始日等において平均RCF残高の全額について貸出があったものとみなし、貸付実行可能期間終了日等において平均RCF残高の全額について償還があったものとみなす。</u></p>	

	<p><u>三 貸付金等の額が外貨建てのときは、平均RCF残高は約款（貸付金債権等）第33条第2項第1号の規定を準用して邦貨に換算した額とする。ただし、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00063）又は外貨建ての保険契約に係る貿易代金貸付保険、海外事業資金貸付保険及びスワップ取引保険の取扱について（平成29年9月8日 17 - 制度 - 00184）に規定する米ドル建保険特約（以下「米ドル建保険特約」という。）が付されている場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>四 平均RCF残高において、1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる（米ドル建保険特約が付されている場合は、0.01米ドル未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる）ものとする。</u></p> <p><u>五 保険料率等規程Ⅲ〔7〕1(2)に定める手数料（以下「リボルビング・クレジット・ファシリティ特約手数料」という。）については、次のとおり取り扱う。</u></p> <p><u>イ 確定通知書により確定した保険料（以下「確定保険料」という。）の額が、第1号ただし書に従って算出された平均RCF残高に基づく保険料（以下「予定保険料」という。）の額以上となる場合は、リボルビング・クレジット・ファシリティ特約手数料は徴収しない。</u></p> <p><u>ロ 確定保険料の額が予定保険料の額未満となる場合は、予定保険料の額と確定保険料の額の差額をリボルビング・クレジット・ファシリティ特約手数料として徴収する。</u></p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和8年4月1日から実施する。</u></p>		